# 航空障害灯・標識の設置要領

## 1. 航空障害灯

(航空法第51条、同規則127条、127条の3)

### 1)設置義務者

地表または水面から60m以上の高さの物件の設置者

#### 2) 種 類

	種	類	灯 光	閃光・明滅回数	実効光度	灯器の型式
						FX-7S-200K型障害灯
高	光	度	航空白の	1 分間に40~60回	20万 cd以上	(放電管 X-7)
航	空障	害 灯	閃 光	1万间に40~00回	20/7 CU以上	FX-7S-200K型標識灯
						(放電管 X-7)
中	光	度	航空赤の	1 分間に20~60回	1,600cd以上	OM-6型
航	空障	害 灯	明 滅	1万间亿20~00回		(PR 100V 500W×2)
低	光		航空赤の			OM-7型 (PR100V 500W)
	, ,		不動光	不動光	10cd以上	OM-3A型 (Lw100V 100W)
航空	空障	害 灯				OM-3B型 (ネオン管100V 90W)

#### 3)取付基準

クレーン高さ	ジブ長	取付場所	型式	灯数	明 滅	備考
	45m未満	ジ ブ 先 端	OM-3A	1	不 動 光	
		ジブ中間	_	_	_	
60m以上~		ガイサポート	OM-3A	1	不動光	
90m未満	45m以上	ジ ブ 先 端	OM-3A	1	不動光	
		ジ ブ 中 間	OM-3A	1	不動光	
		ガイサポート	OM-3A	1	不動光	
	45m未満	ジ ブ 先 端	OM-7	2	明 滅	OM-6 中光度の代用
		ジ ブ 中 間		_	_	
00ma   V   L		ガイサポート	OM-3A	1	不動光	
90m以上	45m以上	ジ ブ 先 端	OM-7	2	明 滅	OM-6 中光度の代用
		ジ ブ 中 間	OM-3A	1	不 動 光	
		ガイサポート	OM-7	2	明 滅	OM-6 中光度の代用

#### 4)届出

航空障害灯および昼間障害標識の設置者は、次のものを遅滞なく所轄航空局長へ届け出る事。

- ① 航空障害灯および昼間障害標識の設置届出書
  - イ) 設置者の氏名、住所 「設置者とは、物件の財産管理責任者以上の者を指す」
  - 口) 設置日
  - ハ)物件の所在地その緯度、経度
  - 二)物件の種類、高さ、海抜高
- ② 航空障害灯および昼間障害標識設置概略平面図
- ③ 航空障害灯および昼間障害標識設置概略立面図
- ④ 物件位置図「国土地理院発行の1/25,000または、1/50,000の地図 コピー不可」
- ⑤ クライミング計画図

### 2. 昼間障害標識

(航空法第51条の2、同規則132条の2、3、4)

クライミングクレーンの昼間障害標識は、ジブを先端から黄赤と白の順に交互に帯状に7等分に塗色する。

## 3. 設置についての注意

クライミングクレーンは、仮設の物件でありますので、設置場所周囲の状況等により例外規定等があります。 必ず事前に航空局へ相談してください。